**令和７年度いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業の手引き**

**１　補助事業の流れ**

補助事業の実施

実 績 報 告

交 付 申 請

栽植完了報告

実施状況報告①

実施状況報告②

交付決定通知

額の確定通知

補助金振込

**２　補助事業の原則**

　（１）「交付決定日以降から事業完了日までに納品等が済んだ後に請求書が届いたもの」が補助対象

　　　・交付決定日以降に実施（発注）した事業が対象

　　　・事業開始可能日は、交付決定日から（交付決定通知書が届いてから）

　　　・事業完了期限日は、令和8年2月13日（金）まで

　（２）業者等への経費の支払いは、原則、「銀行振込」または「現金支払い」

　（３）請求書・領収書は、原則、事業実施主体（申請者本人）宛てでもらう

　（４）支出の際は、下記の流れを厳守

　　　　見積徴取（原則3者から）→交付申請→交付決定→価格再確認→

業者決定→委託・売買契約→業務実施→

納品→納品時検査（機械導入の場合のみ）→請求→支払い

　（５）必ず有効期限が明示された見積書を提出

　　　　有効期限は約３か月後までであることが望ましい。

（交付決定時に有効期限切れになってしまうのを防ぐため。）

　（６）本事業で導入した機械は、枝物を生産する目的以外は原則使用不可